

「指定通所介護サービス」 「指定介護予防通所型サービス」 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定通所介護及び指定介護予防通所介護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・3～10
5. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・11

社会福祉法人 南生会
デイサービスセンター南生苑

当事業所は介護保険法の指定を受けております
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900531

1. 事業者

- (1) 法人名 : 社会福祉法人 南生会
- (2) 法人所在地 : 千葉県船橋市古和釜町430-1
- (3) 電話番号 : 047 - 457 - 8660
- (4) 代表者氏名 : 理事長 藤代 孝七
- (5) 設立年月日 : 平成 3 年 10 月 14 日
- (6) その他事業 : 特別養護老人ホーム南生苑 (指定介護老人福祉施設)
南生苑ショートステイサービス (指定短期入所生活介護サービス)
ひばりの丘デイサービスセンター (指定通所介護サービス)
船橋市南老人デイサービスセンター (指定通所介護サービス)
南生苑在宅支援センター松が丘 (指定居宅介護支援事業者)
グループホームハピネス (指定認知症対応型共同生活介護)
豊富・坪井地域包括支援センター (指定介護予防支援事業者)
特別養護老人ホームみやぎ台南生苑 (指定介護老人福祉施設)
みやぎ台南生苑ショートステイサービス (指定短期入所生活介護サービス)
みさき在宅支援センター南生苑 (指定居宅介護支援事業者)
ひばり保育園 (認可保育園)
みそら保育園 (認可保育園)
あまねの杜保育園 (認可保育園)
- (7) 法人理念 : 1、人間尊重・プライド尊重・プライバシー尊重を守ります。
2、利用者様の自立支援を基本に安心・安全・感動ある日々を提供します。
3、地域福祉に寄与します。

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 : 指定通所介護事業所
千葉県指定 介護保険事業所番号 1270900531
平成 12 年 2 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的 : 指定通所介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（ご利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、ご契約者（ご利用者）の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、通所介護及び介護予防通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 : デイサービスセンター南生苑
- (4) 事業所の所在地 : 千葉県船橋市古和釜町207番地
- (5) 電話番号 : 047 - 410 - 8002
- (6) 事業所長（管理者）氏名 : 國吉 祥子
- (7) 当事業所の運営方針 : 多くの方々が気軽にご利用頂ける様に、常にサービスの質を高め自立した生活が送れるよう支援することと、介護者の負担を軽減させることを目指します。
- (8) 開設年月日 : 平成 5 年 1 月 5 日

(9) 通常の事業の実施地域 : 船橋市東部地区 (前原東、新高根、三咲、八木が谷以東)
 ※上記地区以外の方でご希望の方はご相談下さい。

(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日・祝日 (年末年始を除く)	
営業時間	月曜日～土曜日	8 : 30 ~ 17 : 15 ※上記時間帯において下記区分の営業を実施。 9 : 45 ~ 15 : 45

※サービス提供時間は、送迎の順序によって、サービス開始、終了に時間差がございます。

(11) 利用定員 35 名

(12) 設備概要

食堂兼機能訓練室	168 . 31 m ²	TV エアコン 換気扇、 ペダル式訓練器 牽引滑車運動装置、平行棒、歩行器等 介護予防マシン4機種
静 養 室	ベッド 3 床	
相 談 室	1 室	
浴 室	機械浴 (リフト式) 一般浴槽 (手すり付き) 個別浴槽	
厨 房	ガスレンジ 冷蔵庫 食器洗浄機 保管庫 給湯器 炊飯器 スチームコンベクション 調理棚等	

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者 (ご利用者) に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しております。

管理者 1名 (生活相談員と兼務)
 事業の従業者の管理及び業務の管理を行います。

生活相談員 1名以上
 ケアマネージャーの作成する居宅介護支援計画書に基づいて、ご利用者やご家族と相談の上、通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行います。

看護職員 1名以上
 利用者の健康管理を行います。

介護職員 5名以上
 通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、ご利用者に必要な介護を行います。

機能訓練指導員 1名以上 (看護職員と兼務)
 ご利用者に必要な機能訓練を行います。

調理員 1名以上
 食事サービスに係る調理を行います。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額等をご契約者（ご利用者）にご負担いただく場合がございます。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

●介護給付（要介護1～要介護5と認定された方）

〈基本サービス〉

①送迎

ご自宅から事業所への送迎を行います。

②健康状態の確認

看護職員により、ご利用者の健康状態の把握、確認及び疾病に関する相談、処置等を行います。

③介助・介護全般

自立支援に向けた、日常生活上の支援を行いません。

④その他

レクリエーション等のプログラムを実施します。

サービス提供体制強化加算

(Ⅰ) 10年以上の勤務経験があり介護福祉士資格を取得している職員を25%以上配置してサービス提供を行います。

(Ⅱ) 介護福祉士資格を取得している職員を50%以上配置してサービス提供を行います。

(Ⅲ) 7年以上の勤務経験がある職員を30%以上、または介護福祉士資格を取得している職員を40%以上配置してサービス提供を行います。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

1ヶ月の総単位数に59/1000、または43/1000、または23/1000を相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)

1ヶ月の総単位数に12/1000、または10/1000を相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算

1ヶ月の総単位数に11/1000に相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

科学的介護推進体制加算

心身の基本的な情報を毎月厚生労働省データベース『LIFE』に送り、情報をフィードバックする事でケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直す事を目的として、ひと月につき40単位が加算されます。

〈追加サービス〉ご希望に応じて選択して頂きます。
このサービスは基本サービス料金に含まれません。

入浴介助加算(Ⅰ)(Ⅱ)

入浴、清拭、衣類交換を行います。ご自宅の浴槽では入浴できない方でも身体の状態に合わせて介護職員の介助により入浴することができます。

個別機能訓練加算（Ⅰ）

ご利用者の生活機能向上を目的とした個別の機能訓練実施計画を作成し、看護師により実施計画に基づいたサービス提供を行います。

口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）

看護師等により、口腔機能の低下またはそのおそれがあるご利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、適正なサービスの提供と評価を行ないます。

（月2回までのご利用となります。原則として3ヶ月の適用です。）

若年性認知症利用者受入加算

看護師等により、若年性認知症利用者の支援に向けた個別の計画書を作成し、看護師及び介護職員により実施計画書に基づいたサービス提供を行います。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

〈基本サービス利用料金〉（令和6年4月1日～）

6時間

（1日あたり）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要介護度別 サービス利用料金	6,155円	7,262円	8,389円	9,496円	10,624円
うち介護保険から 給付される金額 （1割負担者）	5,539円	6,536円	7,551円	8,547円	9,562円
自己負担額合計 （1割）	615円	726円	838円	949円	1,062円
うち介護保険から 給付される金額 （2割負担者）	4,925円	5,810円	6,713円	7,597円	8,500円
自己負担額合計 （2割）	1,230円	1,452円	1,676円	1,899円	2,124円
うち介護保険から 給付される金額 （3割負担者）	4,310円	5,084円	5,875円	6,649円	7,438円
自己負担額合計 （3割）	1,845円	2,178円	2,514円	2,847円	3,186円

3時間

（1日あたり）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
要介護度別 サービス利用料金	3,899円	4,458円	5,048円	5,617円	6,197円
うち介護保険から 給付される金額 （1割負担者）	3,510円	4,013円	4,544円	5,056円	5,578円
自己負担額合計 （1割）	389円	445円	504円	561円	619円

うち介護保険から 給付される金額 (2割負担者)	3,121円	3,568円	4,040円	4,495円	4,959円
自己負担額合計 (2割)	778円	890円	1,008円	1,122円	1,238円
うち介護保険から 給付される金額 (3割負担者)	2,732円	3,123円	3,536円	3,934円	4,340円
自己負担額合計 (3割)	1,167円	1,335円	1,512円	1,683円	1,857円

〈追加サービス利用料金〉（令和6年4月1日～）

ご希望及び体制加算によって実施した時に下記の金額がかかります。（1回につき）
科学的介護推進体制加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につきましては月に1回がかかります。

	利用料金	うち介護 保険から 給付され る金額 (1割負 担者)	自己 負担額 (1割)	うち介護 保険から 給付され る金額 (2割負 担者)	自己 負担額 (2割)	うち介護 保険から 給付され る金額 (3割負 担者)	自己 負担額 (3割)
入浴介助（Ⅰ）	421円	379円	42円	337円	84円	295円	126円
入浴介助（Ⅱ）	579円	573円	57円	464円	115円	406円	173円
個別機能訓練（Ⅰ1）	590円	531円	59円	472円	118円	413円	177円
口腔機能向上（Ⅰ） (月2回を限度に加算)	1,581円	1,422円	159円	1,264円	317円	1,107円	474円
若年性認知症利用者 受入加算	632円	568円	64円	505円	127円	443円	189円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	231円	208円	23円	162円	46円	162円	69円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	189円	171円	18円	153円	36円	135円	54円
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	63円	57円	6円	51円	12円	45円	18円
科学的介護推進体制 加算	421円	379円	42円	337円	84円	295円	126円

※個別機能訓練（Ⅰ1）加算、若年性認知症利用者受入加算、入浴介助加算（Ⅱ）につきましては個別に計画書を作成致します。

●予防給付（要支援1～要支援2と認定された方）

※利用料金につきましては月額定額制となります。

〈基本サービス〉

①送迎

ご自宅から事業所への送迎を行います。

②入浴

入浴、清拭、衣類交換を行います。ご自宅の浴槽では入浴できない方でも身体の状態に合わせて介護職員の介助により入浴することができます。

③健康状態の確認

看護職員により、ご利用者の健康状態の把握、確認及び疾病に関する相談、処置等を行います。

④介助・介護全般

介護予防の観点から、日常生活上の支援などを行いません。

⑤その他

レクリエーション等のプログラムを実施します。

サービス提供体制強化加算

（Ⅰ）10年以上の勤務経験のあり介護福祉士資格を取得している職員を25%以上配置してサービス提供を行います。

（Ⅱ）介護福祉士資格を取得している職員を50%以上配置してサービス提供を行います。

（Ⅲ）7年以上の勤務経験がある職員を30%以上、または介護福祉士資格を取得している職員を40%以上配置してサービス提供を行います。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

1ヶ月の総単位数に59/1000、または43/1000、または23/1000を相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）

1ヶ月の総単位数に12/1000、または10/1000を相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

介護職員等ベースアップ等支援加算

1ヶ月の総単位数に11/1000に相当する単位数を算定します。
※厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に算定します。

事業所評価加算

御利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に翌年度における当事業所のサービス提供について、ひと月について120単位が加算されます。

科学的介護推進体制加算

心身の基本的な情報を毎月厚生労働省データベース『LIFE』に送り、情報をフィードバックする事でケアのあり方を検証してケアプランやサービス計画を見直す事を目的して、ひと月につき40単位が加算されます。

〈追加サービス〉ご希望に応じて選択して頂けます。

このサービスは基本サービス料金に含まれません。

口腔機能向上

口腔機能が低下している又はそのおそれのあるご利用者に対し、看護師が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行います。

選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）

運動機能向上加算と口腔機能向上加算の両方の選択的サービスを実施している場合に算定します。

若年性認知症利用者受入

看護師等により、若年性認知症利用者の支援に向けた個別の計画書を作成し、看護師及び介護職員により実施計画書に基づいたサービス提供を行います。

〈サービス利用料金（1月あたり）〉（契約書第7条参照）

下記の料金によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額（自己負担額）をお支払い下さい。〔サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります。〕

〈サービス利用料金例〉（令和6年4月1日～） (1月あたり・月額定額制)

	利用料金	内介護保険から 給付される金額 (1割負担者)	自己 負担額 (1割)	内介護保険から 給付される金額 (2割負担者)	自己 負担額 (2割)	内介護保険から 給付される金額 (3割負担者)	自己 負担額 (3割)
要支援1	18,950円	17,055円	1,895円	15,160円	3,790円	13,265円	5,685円
要支援2	38,165円	34,348円	3,816円	30,533円	7,632円	26,717円	11,448円
口腔機能向上加算	1,581円	1,423円	158円	1,264円	317円	1,107円	474円
一体的サービス提供加算	5,059円	4,554円	505円	4,049円	1,010円	3,544円	1,515円
若年性認知症利用者受入加算	2,529円	2,276円	253円	2,023円	506円	1,771円	758円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1 927円 要支援2 1,855円	835円 1,670円	92円 185円	742円 1,484円	185円 371円	649円 1,299円	278円 556円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 758円 要支援2 1,517円	683円 1,366円	75円 151円	608円 1,215円	150円 302円	533円 1,064円	225円 453円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	要支援1 252円 要支援2 505円	227円 455円	25円 50円	202円 405円	50円 100円	177円 355円	75円 150円
事業所評価加算	1,264円	1,137円	127円	1,011円	253円	885円	379円

ご希望及び体制加算によって実施した時に上記の金額がかかります。（1月につき）科学的介護推進体制加算、介護職員等ベースアップ等支援加算につきましては月に1回かかります。

※口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算、若年性認知症利用者受入加算につきましては、個別に計画書を作成致します。

〈償還払い〉介護給付及び予防給付共通

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払

いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者（ご利用者）が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行いたします。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更いたします。

☆ご利用者に提供する食事料金（食費）は、別途必要になります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者（ご利用者）の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供（食費）

当事業所では、調理師により、栄養ならびにご契約者（ご利用者）の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。食事時間：12:30～
ご契約者（ご利用者）に提供する食事に係る費用です。

料金：昼食1回あたり 680 円（おやつ含）

② 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、別途料金をいただきます。

料金：応相談

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

おむつ代その他日常生活に要する費用です。

利用料金	内 容
実 費	<ul style="list-style-type: none">・ご自宅からご持参いただくものに関してはこの限りではありません。・当事業所のおむつ代金（1枚/税込）<ul style="list-style-type: none">・尿とりパット : 24円・はくパンツ : 96円・オムツ : 104円・写真代 : 41円・髭剃り用 替え刃 : 1101円

季節行事、その他プログラム

ご契約者（ご利用者）の希望によりレクリエーション、行事、趣味活動、その他の活動に参加していただくことができます。

料金：下記の表をご覧ください

〈季節行事・その他プログラムの例〉（各月の行事等は前月に作成し、お渡しいたします。）

	行事名	内容	費用の有無
4月	外食会	外食にでかけます	実費
5月・6月	アンデルセン公園外出	アンデルセン公園散策します	入園料実費 障害者手帳、65歳以上無料
7月	七夕	七夕飾りを作ります	無料
8月	夏祭り	模擬店、盆踊り等	無料
9月	敬老会	特別行事	無料
10月	体育祭	特別行事	無料
11月	文化祭	作品展示	無料
12月	クリスマス会	特別行事	無料
12月	餅つき	餅つき実施	無料
1月	初詣	初詣(近隣神社参拝等)	無料
2月	節分	豆まきを行います	無料
3月	雛祭り	雛祭り	無料
3月	家族会	家族会	無料
3月	いちご狩り外出	いちご狩りに出かけます	実費

※活動内容の変更に伴い、実費が発生する場合がございます。また、当日の天候・道路状況・車両の都合等で行事を中止・変更する場合があります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご案内いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、毎月12日前後に前月ご利用分の請求を送付いたします。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 郵便局口座自動払込…毎月25日に口座より自動引落。
- ② 銀行口座自動引落…毎月20日に口座より自動引落。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ◆利用予定日の前に、ご契約者（ご利用者）の都合により、通所介護及び介護予防通所介護サービスの利用を中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前営業日までに事業者申し出て下さい。
- ◆通所介護サービスにつきましては、利用予定日の前営業日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者（ご利用者）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用日の前営業日の夕方5時15分までに申し出があった場合・・・無料 利用日の前営業日の夕方5時15分までに申し出がなかった場合・・・当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

- ◆サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者（ご利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者（ご利用者）に提示して協議します。

5. 個人情報についての扱い（契約書第11条参照）

- ◆事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護及び介護予防通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- ◆事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ◆前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

個人情報の取り扱いに関する同意につき、別紙「個人情報の使用に係る同意書」にて、署名ご捺印を、お願いいたしたく、ご理解の上ご協力をお願い致します。

6. 体調の急変時及び、事故の取り扱いについて

(1) ご利用中の体調不良および、急な体調の変化

- ◆急な体調の変化により、病院等の受診が必要と判断された場合には、ご家族様による対応を原則とします。ただし、どうしてもご家族様と連絡が取れない場合には、事業所の判断で救急車等を要請することもございます。
- ◆お迎え時や、センター到着後の健康確認の際、看護師の判断により体調不良や感染症の疑いのある場合には、他者への感染防止の為、ご利用頂けない場合もございますのでご了承ください。

(2) センター内における、事故の対応について

- ◆事業所内での事故等につきましては、万全を期しておりますが、万が一ご利用中に、転倒及び誤嚥等の事故が発生した場合、直ちにご家族及びケアマネージャーへ事故の状況や想定原因を明確にし、速やかに報告するものと致します。看護師等の判断により、受診が必要と判断した場合には、病院等への受診を行うものと致します。

◆損害賠償（契約書第14条参照）

事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、事故の責に帰すべき事由により契約者の生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した

場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■ 苦情受付窓口（担当者）	センター長： 國吉 祥子（くによし さちこ） 生活相談員： 小原 和也（こはら かずや） 所在地： 千葉県船橋市古和釜町207番地 TEL： 047-410-8002 FAX： 047-410-8222 毎週月曜日～土曜日（祝日含む） （8：45～17：15）
■ 受付時間	※但し、年末年始を除く。

※又、苦情受付ボックスを玄関口に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市役所 介護保険課 総合相談窓口	所在地： 千葉県船橋市湊町2-10-25 TEL： 047-436-2302 FAX： 047-436-3307 受付時間： 9:30~16:30 （土・日・祝日・年末年始を除く）
--------------------------	---

8. 非常災害対策

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

以下のような非常計画を立て、半年に1度避難訓練等を実施しております。

- ◆ 道路の安全が確認され、かつ、ご利用者様のご家族と連絡が取れた場合は、ご自宅にお送りする。
- ◆ 帰宅が困難な場合（独居、ご家族と連絡が取れない、自宅が倒壊等）は、1日目はデイサービスで過ごし、2日目から順次、地域避難施設へ移動する。
- ◆ 被害状況や交通状況により臨機応変に対応する。
- ◆ 建物の損壊など被害が大きい場合は、近隣住民の方たちとの連絡・情報共有や緊急時避難場所の利用なども考慮し、安全第一で行動する。
- ◆ デイサービスでは緊急の備蓄として利用定員×1日分（災害時当日の夕食、翌日の朝食、昼食）の食糧・飲料を備えておく。

9. 第三者評価

公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉サービス第三者評価であるが行っていない。

年 月 日

指定通所介護及び指定介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人南生会 デイサービスセンター南生苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護及び指定介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏 名

印

代理人 住所

氏 名

印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条、第96条及び第105条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。